

柏原市第6期介護保険事業計画に基づく  
介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集要項

平成27年10月

柏原市 健康福祉部 高齢介護課

## 1. 募集の概要

### (1) 公募の趣旨

柏原市では、第6期柏原市高齢者いきいき元気計画（平成27年度から平成29年度介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画）に基づき、介護施設等の基盤整備を推進するため、設置・運営する事業者の選定に際し、公正かつ公平な選定を行うとともに要介護者に質の高いサービスを提供することを目的として公募を実施します。

### (2) 募集する介護施設等の種類

平成27年度に募集する介護施設等の種類及び整備数は以下のとおりです。

	公募する施設	整備数
A	既存の介護老人福祉施設の増床	既存施設の老朽化による建替えに伴う増床 (10床)
B	認知症対応型共同生活介護	市内全域で1ヶ所(9床×2ユニット)
C	小規模多機能型居宅介護	市内全域で1ヶ所

### (3) 応募事業者の要件

次の要件をすべて満たしていること。

- ① 応募時点で法人格を有していること。  
※Aについては、柏原市内で介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人であること。
- ② 事業の運営を直接行う事業者であること。
- ③ 国や大阪府又は柏原市が定める基準どおりに実施が可能であるもの。
- ④ 既存の介護サービス事業所等を運営する法人にあっては、既設事業所に適切な運営実績があり、指導監査等において、重大な指摘を受けていないこと。
- ⑤ 法人の役員及び施設長等の主要な職員の構成に、保健・福祉・医療に関し知識・経験を有する者が参画していること。
- ⑥ 法人の代表者について、本市に対する国民健康保険料及び介護保険料等を滞納していないこと。
- ⑦ 法人及びその代表者について、法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに本市が課税する市税等を滞納していないこと。
- ⑧ 法人およびその代表者並びに役員（就任予定者を含む）が柏原市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者ではないこと。
- ⑨ 事業を実施する土地・建物を確保できる見込みのあるもの。
- ⑩ 介護サービスの提供を確実かつ安定的に実施することができる経営状況と資金計画が明確であること。
- ⑪ BおよびCに応募する者については、介護保険法第78条の2第4項各号及び第6項各号並

びに介護保険法第115条の12第2項各号及び第4項各号のいずれにも該当していないこと。

(4) 建設等について

- ① 施設を整備する土地・建物は原則として法人所有のものとする（社会福祉法人等の場合は基本財産であること）。

※借地も可。ただし、利用者の居住権利を確保するため、事業者決定後概ね50年以上の当該土地について、地上権又は借地権を設定し、登記が可能であること。また、その賃借料は法人の経営の安定性の確保を図れる水準であることが書類等で十分に確認できること。

- ② 土地・建物について、都市計画法、建築基準法その他の関係法令に適合し、建設に際して利用制限や規制などにより施設整備に支障がないことを事前に確認してください。

(5) 整備補助について

Aについては、大阪府の老人福祉施設整備補助金の対象となる場合がありますので、詳しい内容は大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課整備調整グループ（TEL06-6941-0351【代表】）までご確認願います。

B及びCについては、本市が大阪府地域医療介護総合確保基金事業等の補助を受け、事業者にも補助する場合がありますが、次年度以降の補助事業となります。

ただし、いずれの場合も本選定をもって補助を確約するものではありませんので、補助金がない場合でも事業実施が可能であるよう十分な資力をもって資金計画をしてください。

(6) 開設予定地への説明について

事業開設に際して、建設から開設後の運営に至るまで円滑な事業運営が行えるよう、開設予定地の町内会・自治会をはじめ地域の住民に対して事前に説明会等を開催し、理解や同意を得られるよう努めてください。なお、選考の結果、事業化されない場合があることも含めて説明をしてください。

2. 事業者の審査・選定

(1) 審査手順

- ① 1次審査

【公募時提出書類】により事前協議（ヒアリング）を行います。

- ② 2次審査

1次審査を通過した事業者に対し、【事前協議後提出書類】により書類審査を行います。

なお、2次審査での得点が上位の3事業者（3位が同点の場合はその事業者を含む。）を、

最終審査の選考の対象とします。

### ③ 最終審査

2次審査を通過した事業者については、柏原市高齢者いきいき元気計画委員会の運営事業者選定部会（以下「選定部会」という。）において、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行いますので、選考に残った事業者については専門部会への出席を必須とします。

なお、最終審査で委員が採点した平均点（小数点以下第2位四捨五入）と、2次審査での得点との合計が最高点の事業者を選定いたします。

なお、選考結果によっては、「該当なし」とし、指定候補事業者の選定を行わないことがあります。

### (2) 事業者選定までのスケジュール（予定）

- |                 |                     |                            |
|-----------------|---------------------|----------------------------|
| ①公募             | 10月1日（木）～10月7日（水）   | 公募時提出書類の提出                 |
| ②事前協議<br>（1次審査） | 10月13日（火）～10月19日（月） | 「公募時提出書類」を基にヒアリング          |
| ③書類提出           | 10月26日（月）～11月13日（金） | 「事前協議後提出書類」等の提出            |
| ④2次審査           | 11月中旬               | 「事前協議後提出書類」等の書類審査          |
| ⑤最終審査           | 12月上旬               | 選定部会による審査（プレゼンテーション及び質疑応答） |
| ⑥結果通知           | 12月中旬               |                            |

### (3) 質疑等の受付

受付期間：平成27年9月1日（火）から平成27年9月14日（月）まで

質疑方法：持参もしくはメール、FAXにより「質疑・回答書」を提出してください。

回答方法：回答については、市のホームページで公開いたします。

### (4) 結果通知等

審査結果については、各審査の決定後、審査対象となった応募事業者に通知します。なお、審査・決定結果に対する異議には、一切応じられません。

また、選定された指定候補事業者については、市のホームページ等で公表します。

## 3. 応募方法

### (1) 提出期間

受付期間：平成27年10月1日（木）から平成27年10月7日（水）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日除く）

※提出にあたっては、事前に電話でご連絡ください。（予約制）

(2) 提出場所

柏原市高齢介護課介護業務係 本庁 1 階 21 番窓口 TEL : 072-972-1571 (直通電話)

(3) 提出書類及び方法

①提出書類

【公募時提出書類】

- ・事業者指定申請事前協議申込書 (様式)
- ・事業予定地の周辺地図
- ・事業所の平面図 (床面積を記載したもの)
- ・土地・建物の登記簿謄本 (写し)、或いは当該土地・建物を購入または賃借できる旨を示した所有者との誓約書等

【事前協議後提出書類】

◆Aに応募される場合

番号	提出書類	様式	備考
1	事業計画書	広域特養-様式第1号	
2	事業計画概要書	広域特養-様式第2号	
3	法人登記簿謄本		提出日前3ヶ月以内に発行されたもの
4	定款その他基本約款	任意様式	
5	役員名簿	広域特養-様式第3号	
6	事業運営実績書	広域特養-様式第4号	パンフレット添付
7	貸借対照表	任意様式	直近のもの
8	収支決算書	任意様式	直近のもの
9	資金計画書	広域特養-様式第5号	
10	収支計画書	広域特養-様式第6号	
11	代表者の経歴書	広域特養-様式第7号	
12	管理者の経歴書	広域特養-様式第8号	
13	納税証明書		法人及び代表者の法人税、所得税、消費税及び地方消費税、本市の市税等
14	土地・家屋の登記簿謄本、或いは売買契約書、賃貸借契約書の写し		
15	位置図、平面図	任意様式	位置図については、概ね 1 : 1,500 の縮尺でお願いします。
16	開設に伴う地元への説明経緯書	広域特養-様式第9号	
17	事業開設趣意書	広域特養-様式第10号	

※審査の過程で、本市が必要と認める場合、調査又は追加書類の提出を求めることがあります。

◆BもしくはCに応募される場合

番号	提出書類	様式	備考
1	地域密着型サービス事業所開設計画書	地域密着-様式第1号	
2	開設計画概要書	地域密着-様式第2号	
3	法人登記簿謄本		提出日前3ヶ月以内に発行されたもの
4	定款その他基本約款	任意様式	
5	役員名簿	地域密着-様式第3号	役職・氏名・住所・生年月日・職業等を記載したもの
6	事業運営実績書	地域密着-様式第4号	パンフレット添付
7	貸借対照表	任意様式	直近のもの
8	収支決算書	任意様式	直近のもの
9	資金計画書	地域密着-様式第5号	
10	収支計画書	地域密着-様式第6号	
11	代表者の経歴書	地域密着-様式第7号	
12	管理者の経歴書	地域密着-様式第8号	
13	納税証明書		法人及び代表者の法人税、所得税、消費税及び地方消費税、本市の市税等
14	土地・家屋の登記簿謄本、或いは売買契約書、賃貸借契約書の写し		
15	位置図、平面図	任意様式	位置図については、概ね1:1,500の縮尺でお願いします。
16	開設に伴う地元への説明経緯書	地域密着-様式第9号	
17	事業開設趣意書	地域密着-様式第10号	

※審査の過程で、本市が必要と認める場合、調査又は追加書類の提出を求めることがあります。

②提出方法

【公募時提出書類】 2部（1部受付後返却）

【事前協議後提出書類】 2部（2次審査用書類）

開設計画書等を提出する際、以下の仕様をお願いします。

- ・提出書類は、フラットファイル（A4版）等に綴込み、項目ごとにインデックスをつけてください。
- ・フラットファイルの表紙と背表紙に応募される施設種類と法人名を表示してください。
- ・応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- ・虚偽その他不正な申請・行為があった場合は、審査の対象外とする場合があります。

#### 4. 応募に関する留意事項

- ① 本公募に応募するために要した一切の費用は応募者の負担とし、損害等に対し市が責任を負うものではありません。
- ② 提出期限以降において、明らかな間違いや軽微な修正を除き、書類の追加、変更は認めませんので、十分精査の上、提出してください。
- ③ 虚偽の記載等、事業者に重大な瑕疵が判明した場合は、指定を取り消すことがあります。
- ④ 国・大阪府から計画について指導された場合や、制度改正に伴う施設基準の変更などがあった場合、当初の計画を変更していただくことがあります。
- ⑤ 選定後、許可なく計画を変更した場合や、関係各法に違反するなどの行為があった場合は、指定を取り消す場合があります。
- ⑥ 事業者指定の基準及び介護報酬の額は、国の各基準どおりとします。
- ⑦ 柏原市情報公開条例により、第三者から情報公開請求があった場合は同条例に定める不開示情報を除き、提出された書類を公開する場合がありますので、ご了承ください。
- ⑧ 応募受付後に辞退される場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑨ 施設整備を行う事業用地（建物）の権利者や地域住民等との間に生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰属し市は一切の責任を負いません。